

入札説明書

この入札説明書（以下「説明書」という。）は、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
神戸ポートタワー清掃業務 一式
- (2) 業務の仕様
別添「神戸ポートタワー清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間
令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。
 - ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃
 - イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 入札の適性が阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「事業所」という。）を有していること。ただし、事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項1号又は第8号に掲げる事業について兵庫県知事の登録を受けている者であること。
- (8) 本説明書に示した調達の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

3 契約をする者及び契約担当部課

(1) 契約をする者

神戸市中央区波止場町2番2号
一般財団法人神戸観光局
専務理事 清水 雅範

(2) 契約担当部課

一般財団法人神戸観光局
港湾振興部 事業課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒650-0042
神戸市中央区波止場町2番2号 神戸海洋博物館 1階
一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 事業課
TEL: 078-327-8981
電子メール: info-meriken@kcva.or.jp

(2) 入札及び提出方法

ア 入札方法

郵便入札とする。

イ 提出方法

入札書は、別紙(様式第1号)の様式にて作成し、上記4の(1)の場所へ郵送(別記1「郵便入札提出方法」参照)により提出すること。(持参による提出は認めない。)

(3) 入札書到達期限及び開札の日時及び場所

ア 到達期限

令和2年6月22日(月)正午まで

イ 開札日時

令和2年6月22日(月)13時30分から

ウ 開札場所

神戸市中央区波止場町2番2号 一般財団法人神戸観光局 港湾振興部事務局

エ 開札の立会い

入札執行担当以外の職員1名以上が立会いの上、開札いたします。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、次のとおり提出すること。
(訪問、電話又はファクシミリによる質問は認めない。)

ア 提出期限

令和2年6月12日(金)正午まで

イ 提出場所

(ア) 郵送の場合

上記4の(1)に同じ

(イ) 電子メールの場合

上記4の(1)に同じ。なお、メールの件名を「〇〇業務の質問について」とすること。

(2) 質疑に対する回答の閲覧

令和2年6月17日(水)以降、港湾振興部ホームページに掲載する。

6 入札条件

- (1) 入札書（様式第1号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (3) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を含めた金額）とする。なお、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令改正により消費税率が変更になった場合には、改正内容に応じて契約金額を変更する。
- (4) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて提出すること。
- (5) 入札参加者は、入札書の記載内容について抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 郵便入札のため、代理人ではなく代表者（受任者）名で行うこと。
- (7) 入札参加者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札書の宛名は「一般財団法人神戸観光局 専務理事 清水 雅範」とすること。
- (9) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、前回、最低入札価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (10) 入札参加者は、仕様書及びこの説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札参加者は、入札執行者が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力すること。
- (12) 入札後、仕様書、この説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (13) 入札を希望しない場合は、入札辞退届（様式第3号）（以下「辞退届」という。）を作成し、次のとおり郵送により提出すること。（持参による提出は認めない。）
 - ア 提出期限
令和2年6月22日（月）正午まで
 - イ 提出場所
上記4の（1）に同じただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- (14) 一度提出した辞退届を撤回することはできない。
- (15) 公正な入札の確保
 - ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - イ 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
 - ウ 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金
契約保証金は免除とする。

8 入札の無効条件

- 次に掲げる入札は無効とする。
- (1) この説明書に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

- (3) 入札書到達期限までに提出しなかった者の入札
- (4) 代理人のした入札。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 担当部課への直接の持参、4 の (2) のイに規定する郵送方法によらない入札
- (11) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札
- (12) この説明書又はその他入札条件に違反した入札

9 最低制限価格の設定

本件入札には、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定
この説明書に示した業務を履行できると判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記 (3) の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
- (2) 同額抽選
落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。
- (3) 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記 2 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記 2 「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を上記 4 の (1) の場所へ郵送により提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
- (4) 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い
上記 (3) の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記 (3) の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。
- (5) 入札が無効となった者の取り扱い
上記 (3) 又は (4) に基づき入札が無効となった者は、上記 6 の (9) に掲げる再度の入札に参加できないものとする。

11 入札参加資格に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、上記 2 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記様式 2 参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

1.2 落札の取り消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日内に契約を締結しないとき。
(2) 契約保証金の納付義務がある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

1.3 契約書作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその10日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に上記3の(1)が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
(3) 上記3の(1)が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1.4 契約条項

別添、「契約書(案)」のとおり。

1.5 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、上記3の(2)に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(土曜日、日曜日、休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(1) 提出場所

上記4の(1)に同じ

(2) その他

提出は郵送又は電子メールにより提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

1.6 手続における交渉の有無

無

1.7 その他

- (1) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
(2) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
(4) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを兵庫県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納品その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受託者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して責任を負わせなければならない。

エ 再委託をした場合は、委託者へ報告するとともにそれを証する書類を提出すること。